平成２２年（フ）第１３８３１号
神奈川県横須賀市平成町１丁目５－３－607
債務者　高瀬　紀子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８３６号
千葉県松戸市常盤平２丁目25　常盤平公団住宅１街区22棟311
債務者　水野　明彦
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８４０号
東京都練馬区上石神井１丁目10－５－201
債務者　田原実穂子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８４４号
東京都西東京市谷戸町１丁目17－２－209
債務者　佐藤　一裕
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８４５号
東京都八王子市横川町108　横川町住宅８－404
債務者　松田　康寛
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８４８号
東京都北区赤羽２丁目２－２－808
債務者　吉川　庸子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５９号
相模原市中央区東淵野辺２丁目１番１号ファミール中淵403号
債務者　藤巻　義信
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９７５号
東京都江戸川区北葛西４丁目７番３号ファミール北葛西101
債務者　古川　雄大
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９９８号
東京都日野市東豊田１丁目15番地の22ディザイヤーコダマ106
債務者　曽木　彩香（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０４２号
東京都町田市小川２丁目25番地５クリスタルハイツ101
債務者　菅原めぐみ（旧姓椎名）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２００号
北海道帯広市自由が丘５丁目12番地18
債務者　西村　恵美
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
北海道帯広市西13条南13丁目２番地３　コーポ富士１－３
債務者　菊地　昭仁
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
北海道帯広市東２条南16丁目11番地１　パシフィッククリオコート603号室
債務者　岩野知亜希（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
北海道帯広市西２条南７丁目17番地　ハヤカワビル３階　むらやま法律事務所内
債務者　倉知　香織
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
北海道帯広市東６条南12丁目５番地２　六条ＭＳ６号
債務者　早坂　　巧
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第８９０号
東京都江東区北砂３丁目17番10号
債務者　南　　里見
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部